

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○随意契約の相手方の決定	(入札課) 317
○	(情報政策課) ♪
○介護保険法に基づく指定市町村事務受託 法人の変更	(高齢者支援課) 318
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく市町村の 意見の概要 (中小企業総合支援課、山城広域振興局)	♪
○令和5年度狩猟免許試験の実施	(農村振興課) ♪

○令和5年度狩猟免許の更新に係る適性検査の実施	(農村振興課) 319
○都市計画特別用途地区の決定に係る図書の写しの縦覧	(都市計画課) 320
○都市計画特定用途誘導地区の決定に係る図書の写しの縦覧	(♪) 321
○都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧	(♪) ♪
○都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの縦覧	(♪) ♪

告 示

京都府告示第287号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和5年5月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 調達の商品及び数量
 - 京都府総合庁舎等で使用する電力調達 一式
 - 京都府立学校等で使用する電力調達 一式
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府総務部入札課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- 契約日
令和5年4月1日
- 契約の相手方の名称及び住所
関西電力株式会社
大阪市北区中之島三丁目6番16号
- 契約金額
 - 382,746,146円
 - 688,187,283円
- 契約の方法
随意契約
- 随意契約とした理由
地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号

京都府告示第288号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和5年5月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 業務の名称及び数量
京都府統合財務システム運用業務 一式
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府総合政策環境部情報政策課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- 契約日
令和5年4月1日
- 契約の相手方の名称及び住所
株式会社オーイーシー
大分市東春日町17番57号
- 契約金額
33,808,500円
- 契約の方法
随意契約
- 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号

京都府告示第289号

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人から、次のとおり変更の届出があった。

令和5年5月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

事務所の名称及び所在地	指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	変更年月日
社会福祉法人京都福祉サービス協会 小川事務所 京都市上京区小川通今出川下る西入東今町375	新 社会福祉法人京都福祉サービス協会 京都市中京区壬生御所ノ内町39の5 理事長 宮路 博 旧 社会福祉法人京都福祉サービス協会 京都市中京区壬生御所ノ内町39の5 理事長 浅野 信之	令 5. 4. 1
社会福祉法人京都福祉サービス協会 高野事務所 京都市左京区高野西開町5 京都市左京合同福祉センター3F	〃	〃
社会福祉法人京都福祉サービス協会 朱雀事務所 京都市中京区壬生御所ノ内町39の5	〃	〃
社会福祉法人京都福祉サービス協会 西七条事務所 京都市下京区西七条八幡町29	〃	〃
社会福祉法人京都福祉サービス協会 太秦事務所 京都市右京区常盤一ノ井町8の3 カリオン大町1F	〃	〃

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により長岡京市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和5年5月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
バンビオ1番館、バンビオ2番館
長岡京市神足2丁目1500番、1501番
- 2 届出者の名称及び住所
株式会社平和堂
彦根市西今町1番地

- 3 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出
令和4年10月13日
- 4 意見の概要
特に意見を有しない。
- 5 縦覧場所
京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 6 縦覧期間
令和5年5月19日から令和5年6月19日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により八幡市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和5年5月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
コストコホールセール京都八幡倉庫店
八幡市欽明台北5番地
- 2 届出者の名称及び住所
コストコホールセールジャパン株式会社
木更津市瓜倉361番地（金田西2街区2画地）
- 3 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出
令和4年12月9日
- 4 意見の概要
特に意見を有しない。
- 5 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 6 縦覧期間
令和5年5月19日から令和5年6月19日まで

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、令和5年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和5年5月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 試験の日時及び場所

	試験の種類	日 時	場 所
第1回	知識試験、 適性試験及 び技能試験	令和5年7月 12日(水) 午前9時30分	綾部市市民センター (あやべ・日東精工ア リーナ) 綾部市西町三丁目南 大坪39の10
第2回		令和5年7月 24日(月) 午前9時30分	京都府民総合交流プラ ザ(京都テルサ) 京都市南区東九条下 殿田町70
第3回		令和5年8月 26日(土) 午前9時30分	綾部市市民センター (あやべ・日東精工ア リーナ) 綾部市西町三丁目南 大坪39の10
第4回		令和5年9月 6日(水) 午前9時30分	京都府民総合交流プラ ザ(京都テルサ) 京都市南区東九条下 殿田町70
第5回		令和5年10月 9日(月・祝) 午前9時30分	〃

2 試験科目

(1) 知識試験(筆記試験)

- ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令
- イ 猟具に関する知識
- ウ 鳥獣に関する知識
- エ 鳥獣の保護及び管理に関する知識

(2) 適性試験

狩猟に関する適性の有無を判定するため、視力、聴力及び運動能力について行う。

(3) 技能試験

猟具の取扱い、鳥獣の判別及び距離の目測について行う(技能試験は、知識試験及び適性試験に合格した者でなければ受験することができない。)

3 受験資格

京都府内に住所を有する者。ただし、法第40条各号に該当する者を除く。

4 狩猟免許の申請手続

(1) 申請用紙の配布及び申請書の提出先

各京都府総合庁舎内の総合案内・相談コーナー及び京都府京都林務事務所において行う(郵送による申請の受付は、行わない。)

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

	受付期間	受付時間
第1回	令和5年5月29日(月)から 令和5年6月27日(火)まで (日曜日及び土曜日を除く。)	

第2回	令和5年5月29日(月)から 令和5年7月6日(木)まで (日曜日及び土曜日を除く。)	午前8時30分から 午後5時まで(正 午から午後1時ま でを除く。)
第3回	令和5年5月29日(月)から 令和5年8月8日(火)まで (日曜日、土曜日及び祝日を 除く。)	
第4回	令和5年5月29日(月)から 令和5年8月24日(木)まで (日曜日、土曜日及び祝日を 除く。)	
第5回	令和5年5月29日(月)から 令和5年9月22日(金)まで (日曜日、土曜日及び祝日を 除く。)	

(3) 申請書の添付書類等

- ア 写真(申請書提出前6箇月以内に撮影した正面・上三分身・無帽・無背景で、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル)
- イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項(第1号に係る部分に限る。)に規定する許可に係る許可証の写し(当該許可を受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書)

(4) 申請手数料

5,200円。ただし、法第49条各号のいずれかに該当する者は、3,900円。いずれの場合も所定の額の京都府納付済証を申請書に貼付すること。複数の狩猟免許を受けようとする者は、免許の種類ごとに免許申請手数料を要する。

5 試験の一部免除

現に受けている狩猟免許と異なる種類の狩猟免許を受けようとする者については、知識試験のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣に関する知識、鳥獣の保護及び管理に関する知識を免除する。

6 試験についての問合せ先

京都府農林水産部農村振興課、各京都府広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府京都林務事務所

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第51条第2項の規定により、令和5年度狩猟免許の更新に係る適性検査を次のとおり実施する。

令和5年5月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 適性検査の日及び場所

	日	場 所
第1回	令和5年7月1日 (土)	アグリセンター大宮 京丹後市大宮町口大野228の1
第2回	令和5年7月7日 (金)	京都労働者総合会館（ラポール京都） 京都市中京区壬生仙念町30の2
第3回	令和5年7月19日 (水)	綾部市市民センター（あやべ・日東精工アリーナ） 綾部市西町3丁目南大坪39の10
第4回	令和5年8月5日 (土)	京都労働者総合会館（ラポール京都） 京都市中京区壬生仙念町30の2
第5回	令和5年8月20日 (日)	京都府山城広域振興局田辺総合庁舎 京田辺市田辺明田1
第6回	令和5年8月24日 (木)	京都労働者総合会館（ラポール京都） 京都市中京区壬生仙念町30の2

2 適性検査を受けられる資格

京都府内に住所を有し、有効期限が令和5年9月14日までの交付免状を所持している者で、狩猟免許の更新を受けようとするもの。ただし、法第52条第2項各号（狩猟免許の取消し等）及び第87条（狩猟免許の失効）の規定に該当する者を除く。

3 適性検査の内容

狩猟に関する適性の有無を判断するため、視力、聴力及び運動能力について行う。

4 狩猟免許更新の申請手続

(1) 申請用紙の配布及び申請書の提出先

各京都府総合庁舎内の総合案内・相談コーナー及び京都府京都林務事務所において行う（郵送による申請の受付は行わない。）。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

	受付期間	受付時間
第1回	令和5年5月29日（月）から 令和5年6月21日（水）まで （日曜日及び土曜日を除く。）	

第2回	令和5年5月29日（月）から 令和5年6月27日（火）まで （日曜日及び土曜日を除く。）	午前8時30分から 午後5時まで（正 午から午後1時ま でを除く。）
第3回	令和5年5月29日（月）から 令和5年7月6日（木）まで （日曜日及び土曜日を除く。）	
第4回	令和5年5月29日（月）から 令和5年7月24日（月）まで （日曜日、土曜日及び祝日を 除く。）	
第5回	令和5年5月29日（月）から 令和5年8月4日（金）まで （日曜日、土曜日及び祝日を 除く。）	
第6回	令和5年5月29日（月）から 令和5年8月10日（木）まで （日曜日、土曜日及び祝日を 除く。）	

(3) 申請書の添付書類等

ア 写真（申請書提出前6箇月以内に撮影した正面・上三分身・無帽・無背景で、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項（第1号に係る部分に限る。）に規定する許可に係る許可証の写し（当該許可を受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書）

ウ 認定鳥獣捕獲等事業に従事する者が、適性検査の免除を申請する場合は、認定鳥獣捕獲等事業者が作成した狩猟について必要な適性を有することを確認した旨の書面（狩猟について必要な適性の確認をした旨の書面）

(4) 狩猟免許更新手数料

2,900円（京都府納付済証を申請書に貼付すること。）

5 適性検査についての問合せ先

京都府農林水産部農村振興課、各京都府広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府京都林務事務所

京都市から京都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）特別用途地区（外環状線等沿道特別用途地区）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和5年5月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊



京都市から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）特別用途地区（産業集積特別工業地区）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和5年5月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊



京都市から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）特定用途誘導地区（らくなん進都鴨川以北地区）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和5年5月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊



京都市から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和5年5月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊



京都市から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和5年5月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊